

なは市民協働プラザ非常用放送装置取替修繕 仕様書

1. 修繕名 なは市民協働プラザ非常用放送装置取替修繕
2. 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
3. 履行場所 那覇市銘苅 2-3-1（なは市民協働プラザ内）

4. 修繕内容 なは市民協働プラザ非常用放送装置取替修繕（放送設備本体の取替）

機器名称	仕様	数量	単位
1) 壁掛型非常用放送装置	240w/20回線 EM-K150-20	1	台
2) デジタルパワーアンプユニット	EM-KA240D	1	台
3) ニッケルカドミウム蓄電池	NB-60	1	個
4) ラックマウント金具	EM-U114	1	台

5. 取替機器については、同等品でも可とするが、次の条件を満たしていることが確認できる書類を事前に提出し、発注者の了承を得ること。

- (1) 性能が同等以上であること
- (2) 既存の音響機器類との互換性があること

6. 作業要件

- (1) 作業日程及び作業詳細については、発注者と調整をすること
- (2) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については、十分に注意して作業を行うこと。
- (3) 本修繕中は、必要な養生の措置を講じなければならない。

7. 動作確認

機器の取替・配置完了後、正常に稼働することを確認するため、発注者立会いの下に動作確認を行うこと。

8. 提出書類

- ・着手届
- ・工程表
- ・施工計画書
- ・納入仕様書
- ・完了届
- ・修繕写真
- ・操作マニュアル
- ・その他必要なもの

9. その他

- (1) 本修繕を実施するにあたり、関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、全て受注者が適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、全て受注者がこれを代行すること。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。